

第 170 回 大阪府内水面漁場管理委員会 次第

- 1 日 時 令和5年8月7日（月曜日）
午後3時00分から

- 2 場 所 大阪府咲洲庁舎 23階
内水面漁場管理委員会室

- 3 議 題
 - (1) 漁業権免許（内水面）
 - (2) 令和5年度マス類増殖計画
 - (3) 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告

漁業権の更新のスケジュール(内水面)

項 目 ○実施主体 関係法令	令和4年度										令和5年度						進捗	
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		10月
1. 事前調査(漁業権河川実態調査、基点調査等) ○水産課※調査は生物多様性センターへ委託	←	基点調査 実施	現地調査 実施							→								済
2. 利用状況調査(組合ヒアリング) ○水産課			←→															済
3. 漁場計画基本方針・漁場計画(素案)の策定 ○水産課 (漁業法第67条)			←	基本方針 策定			素案 作成											済
4. 切り替えに伴う要望書提出 ○水産課							←→											済
5. 漁場計画(素案)委員会協議 ○水産課				←→ スケジュール 等説明 9/27			←→ 素案の説明 12/19											済
6. 関係機関協議(近畿地方整備局、都市整備部) ○水産課					事前調整													済
7. 利害関係人意見聴取・検討結果公表 ※パブリックコメントの方法に準じて実施 ○水産課 (漁業法第64条第1・2項)																		済
8. 漁場計画(案)の進捗説明・公聴会の開催について ○水産課 ○内水面漁場管理委員会										←→ 2/21								済
9. 漁場計画(案)作成 ○水産課 (漁業法第67条)										←→								済
10. 公聴会及び委員会開催 漁場計画(案)諮問・審議・答申 ○内水面漁場管理委員会 (漁業法第64条第4項、第5項)										←→ 3/17								済
11. 漁場計画の作成、公示(大阪府公報) ○水産課 (漁業法第67条、第64条第6項)											←→	告示5/12						済
12. 免許申請・行使規則・遊漁規則認可申請説明会、各申請 ○水産課 ○漁業協同組合 (漁業法第69条、第106条、第170条)												←→						済
13. 免許申請・遊漁規則認可申請の委員会へ諮問・審議 ○水産課 (漁業法第70条、第170条)															←→ 8/7			
14. 委員会からの答申 ○内水面漁場管理委員会															←→ 8/7			
15. 漁業権免許・行使規則認可・遊漁規則認可、免許公示 ○水産課 (漁業法第73条、第106条、第170条)																←→ 9/1 免許・認可 9月上旬 公示		

漁業権免許及び遊漁規則に関する検討内容

1. 漁業権免許

(1) 免許についての適格性（漁業法第72条2項）

- ・団体漁業権（漁業協同組合が取得する漁業権）の適格性を有するものは、その組合員のうち、関係地区に住所を有し、1年に30日以上河川漁業を営む世帯数が、関係地区に住所を有し、1年に30日以上河川漁業を営む世帯数の3分の2以上であるもの。

【検討結果】

- ・本府内水面漁業では、組合員しか河川漁業を営んでいないため、条件を満たしている ⇒ 適

(2) 内水面漁業における第5種共同漁業の免許（漁業法第168条）

- ・第5種共同漁業権の免許を受けたものが水産動植物の増殖をする場合でなければ免許してはならない。

【検討結果】

- ・別紙資料のとおり、全ての組合の増殖計画は増殖指針により定められている増殖基準量を上回っている。 ⇒ 適

2. 遊漁規則

(1) 遊漁規則（漁業法第170条5項）

- ・遊漁を不当に制限するものでなく、遊漁料の額が水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用から見て妥当なものである場合は認可しなければならない。

【検討結果】

- ・別紙資料のとおり、遊漁を不当に制限するものではなく、遊漁料も妥当な価格であると考えられる ⇒ 適



すべての申請者は適格性を有しており、また、遊漁規則についても妥当な内容であるため、申請どおり漁業権の免許及び遊漁規則の認可をすることは妥当と考えられる。

内水面における漁業権免許申請一覧表

漁場番号	漁場	魚種	漁業権申請者の名称と所在地	組合員で関係地区内に住所を有し、1年に30日以上、河川漁業を営む者の属する世帯数
内共第101号	豊能郡能勢町 ＜大路次川＞ ＜山辺川＞	アユ マス類	能勢町漁業協同組合 豊能郡能勢町宿野28番地	34
内共第102号	箕面市及び豊能郡豊能町 ＜余野川＞	アユ マス類	止々呂美漁業協同組合 箕面市上止々呂美56番地の3 代表者：止々呂美漁業協同組合	74
		アユ	東能勢漁業協同組合 豊能郡豊能町余野414番地の1	19
内共第103号	茨木市 ＜安威川＞ ＜下音羽川＞	アユ マス類	安威川上流漁業協同組合 茨木市大字車作1334番地の4	79
内共第104号	高槻市 ＜芥川＞	アユ マス類	芥川漁業協同組合 高槻市大字原2154番地の2	161
内共第105号	三島郡島本町大字尺代 ＜水無瀬川＞	マス類	尺代漁業協同組合 三島郡島本町大字尺代424番地	26

第 5 種共同漁業権に係る増殖指針

第五種共同漁業権は、漁業法（以下「法」という。）第 168 条の規定により、免許を受けたものが増殖を行うことが義務付けられている。

この指針は、令和 5 年 9 月に免許予定の第 5 種共同漁業権について、免許の可否の基準として大阪府知事が定めるものである。

第 1 増殖方法

法第 168 条でいう「増殖」とは、以下の行為をいい、単なる漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等消極的行為に該当するものは、含まれない。

- (1) 人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流等の積極的人為的手段により、採捕の目的をもって水産動植物の数及び個体の重量を増加させる行為。
- (2) 産卵床・産卵場の造成や、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流。

第 2 増殖基準量

漁業権者が、計画的に資源の拡大増殖を行うために実施する放流量は、別表に定める量以上とする。

ただし、産卵床の造成等繁殖のための施設の設置、堰堤によってそ上が妨げられている滞留魚の汲み上げ再放流する等在来資源のそ上確保等について、その効果が増殖放流量に換算し得る場合には、放流量に組み入れることができる。

(別表)

漁業協同組合名	河川名	魚種	増殖基準量
能勢町漁業協同組合	大路次川、山辺川	アユ	70kg
	大路次川、山辺川	マス類	300kg
東能勢漁業協同組合	余野川	アユ	50kg
止々呂美漁業協同組合	余野川	アユ	60kg
		マス類	110kg
安威川上流漁業協同組合	安威川	アユ	100kg
	安威川、下音羽川	マス類	140kg
芥川漁業協同組合	芥川	アユ	110kg
		マス類	640kg
尺代漁業協同組合	水無瀬川	マス類	100kg

令和5年度増殖基準量（増殖指針）の考え方

【アユ】

各漁業権河川の河床構造を考慮し、その河川に生息できるアユの量を増殖基準量としている。

増殖基準量＝生息基準量（河川面積×河床別面積比×河床別生息密度）×（1＋歩減り比率(0.33)）×稚魚重量（4g）

- 河川面積 : 漁業権河川区域の面積
- 河床別面積比 : 河床構造のうち早瀬、平瀬、淵、とろの区分に属する面積比
- 河床別生息密度 : 河床構造別のアユの生息密度
- 歩減り比率 : 放流後から漁獲されるまでに減少するアユの割合（0.33）
- 稚魚重量 : 4gの稚魚を放流した場合を想定

アユの計算結果	
漁協名	増殖基準量(kg)
能勢町漁業協同組合	70
東能勢漁業協同組合	50
止々呂美漁業協同組合	60
安威川上流漁業協同組合	100
芥川漁業協同組合	110
合計	390

【マス類】

各漁業権河川の河川面積に応じて、その河川に生息できるマス類の量を増殖基準量としている。

増殖基準量＝河川面積×生息基準量×（1＋歩減り比率（0.1））×成魚重量（20g）

- 河川面積 : 漁業権河川区域の面積
- 生息基準量 : マスの生息可能量（5㎡あたり1尾）
- 歩減り比率 : 放流後から漁獲されるまでに減少するマスの割合（0.1）
- 成魚重量 : 20gの成魚を放流した場合を想定

マス類の計算結果	
漁協名	増殖基準量(kg)
能勢町漁業協同組合	300
止々呂美漁業協同組合	110
安威川上流漁業協同組合	140
芥川漁業協同組合	640
尺代漁業協同組合	100
合計	1,290

アユ漁業権漁場の増殖計画

漁業権 免許番号	河川名	漁業権者名	増殖基準量重量 (kg) (増殖指針)	増殖 (放流) 計画 重 量 (kg)
内共 第 101 号	大路次川 山辺川	能勢町漁協	70	70
内共 第 102 号	余野川	東能勢漁協	50	50
		止々呂美漁協	60	60
内共 第 103 号	安威川	安威川上流漁協	100	100
内共 第 104 号	芥川	芥川漁協	110	110
合 計	5 河 川	5 漁 協	390	390

マス漁業権漁場の増殖計画

漁業権 免許番号	河川名	漁業権者名	増殖基準量重量 (kg) (増殖指針による)	増殖 (放流) 計画 重 量 (kg)
内共 第101号	大路次川 山辺川	能勢町漁協	300	300
内共 第102号	余野川	止々呂美漁協	110	700
内共 第103号	安威川 下音羽川	安威川上流漁協	140	140
内共 第104号	芥川	芥川漁協	640	18,400
内共 第105号	水無瀬川	尺代漁協	100	3,300
合 計	7河川	5漁協	1,290	22,840

遊漁規則認可申請一覧表

(1) 遊漁期間

漁場番号	漁業権免許申請者の名称	魚種	遊漁期間	備考
内共第101号	能勢町漁業協同組合	あゆ	7月1日から7月30日までの間で組合が定める日から9月30日まで	
		ます類	1月1日から12月31日まで	
内共第102号	止々呂美漁業協同組合	あゆ	6月15日から9月30日までの期間で組合が定めて公示する期間	
		ます類 (にじます、あまご)	1月3日から12月31日まで	
	東能勢漁業協同組合	あゆ	4月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間	
内共第103号	安威川上流漁業協同組合	あゆ	6月1日から9月30日までの期間で組合が公示する日から9月30日までの期間	
		ます類(にじます、あまご)	安威川: 10月1日から翌年5月31日まで	
			下音羽川: 1月1日から12月31日まで	
内共第104号	芥川漁業協同組合	あゆ	5月12日から8月31日までの間で組合の定める日から9月末日まで	
		ます類(にじます、やまめ、いわな)	10月1日から翌年5月5日まで	
内共第105号	尺代漁業協同組合	ます類	1月1日から12月31日まで	

(2) 遊漁料等

漁場番号	漁業権免許申請者の名称	区 分					備 考		
		魚 種		漁具・漁法	券 種	遊 漁 料 (円)			
						現 行		申請額	
内共第 101 号	能勢町漁業協同組合	あ ゆ		友釣り 網入れ	日券		2,000	3,000	現場での徴収 手数料 1,000 円
					年券		8,000	13,000	
		ます類		竿釣り	日券		入漁料：1,000 円 時間料： 8:30~10:00 1,000 円 10:30~12:00 1,000 円 13:00~14:30 1,000 円 15:00~16:30 1,000 円	1 日：4,500 半日：3,000 別途施設使用料 として小学生以 上は 1 人 500 円	
内共第 102 号	止々呂美漁業協同組合	あ ゆ		友釣り	日券		3,000	3,000	現場での徴収 手数料 2,000 円
					年券		8,000	8,000	
		ます類	にじます	竿釣り	日券	大人	2,500	2,500	
						小人 (中学生以下)	1,500	1,500	
		あまご		竿釣り	日券	大人	3,500	3,500	
	小人 (中学生以下)					2,000	2,000		
東能勢漁業協同組合		あ ゆ		友釣り	日券		2,000	2,000	
					年券		6,000	6,000	

内共第 103 号	安威川上流漁業協同組合	あ ゆ		友釣り	日券		3,000	3,000	現場での徴収 手数料 1,000 円
					年券		8,000	8,000	
				網入れ		日券		10,000	
		ます類	あまご にじます	竿釣り	日券	大人	3,500	4,000	
						中学生以下	3,000	3,500	
内共第 104 号	芥川漁業協同組合	あ ゆ		友釣り	日券		3,000	3,000	現場での徴収 手数料 1,000 円
					年券		11,000	11,000	
		ます類		竿釣り	日券	大人	3,500	3,000	
						小人 (中学生以下)	2,500	2,500	
組合員	2,000					2,500			
内共第 105 号	尺代漁業協同組合	ます類	にじます	竿釣り	日券	大人	3,800	4,600	
						小人(中学生以下)	2,800	3,600	
			あまご	竿釣り	日券	大人	4,300	5,000	
						小人(中学生以下)	4,300	5,000	

第170回内水面委員会
資料2

令和5年度 マス類漁業権漁場の目標増殖量(案)

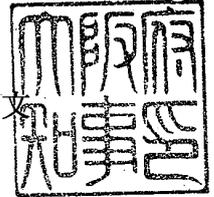
大阪府内水面漁場管理委員会

漁業権 免許番号	河川名	漁業権者名	漁業権魚種	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度目標増殖量(案)
				重 量	重 量	重 量	重 量
内 共 第101号	大路次川 山辺川	能勢町漁協	マス類	目標 300 kg	目標 300 kg	目標 300 kg	目標 300 kg
				実績 0 kg	実績 200 kg	実績 300 kg	
内 共 第102号	余野川	止々呂美漁協	マス類	目標 240 kg	目標 240 kg	目標 240 kg	目標 110 kg
				実績 820 kg	実績 700 kg	実績 800 kg	
内 共 第103号	安威川 下音羽川	安威川上流漁協	マス類	目標 150 kg	目標 150 kg	目標 150 kg	目標 140 kg
				実績 260 kg	実績 210 kg	実績 345 kg	
内 共 第104号	芥 川	芥川漁協	マス類	目標 810 kg	目標 810 kg	目標 810 kg	目標 640 kg
				実績 22,030 kg	実績 18,350 kg	実績 18,800 kg	
内 共 第105号	水無瀬川	尺代漁協	マス類	目標 150 kg	目標 150 kg	目標 150 kg	目標 100 kg
				実績 2,930 kg	実績 3,305 kg	実績 3,299 kg	
合 計				目標 1,650 kg	目標 1,650 kg	目標 1,650 kg	目標 1,290 kg
				実績 26,040 kg	実績 22,765 kg	実績 23,544 kg	

水第1704号
令和5年8月7日

大阪府内水面漁場管理委員会
会長 辻野 耕實 様

大阪府知事 吉村 洋文



令和4年の資源管理の状況等について（報告）

漁業法第90条第1項に基づき、漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況等について、同条第2項の規定により報告します。

（担 当）

環境農林水産部水産課
企画・豊かな海づくり推進グループ
井上

電話 06-6210-9612（直通）

FAX 06-6210-9611

E-mail InoueMi@mbox.pref.osaka.lg.jp

漁業権に係る資源管理状況等の報告について（令和 4 年）

1 資源管理状況等の報告

- ・ 漁業法（以下「法」という。）第 90 条第 1 項及び漁業法施行規則（以下「省令」という。）第 28 条第 1 項において、漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況等を 1 年に 1 回以上、知事に報告する必要がある。
- ・ また、法第 90 条第 2 項及び省令第 28 条第 3 項において、知事は、同報告に係る事項に関する意見を付して、1 年に 1 回以上内水面漁場管理委員会に報告する必要がある。

2 報告方法

- ・ 対象期間 令和 4 年 1 月～12 月
- ・ 報告方法 規定の様式により徴取
- ・ 報告内容 以下の項目について報告
 - （1）資源管理に関する取組の実施状況
 - （2）漁場の活用の状況

3 報告結果（令和 4 年 1 月～12 月）

（1）資源管理に関する取組の実施状況

①漁業権行使規則の取組実績

漁業実績のある各漁場において、漁業権行使規則に定める内容（漁業の期間や行使料の納付等）は遵守されている。

②資源の維持、増殖のため実施している取組

各漁場において放流やカワウの追い払い等の取組みが実施されているが、2 漁場では新型コロナウイルスの影響によりアユの放流が実施できていない。

③その他の取組

全ての各漁場において河川清掃による漁場環境維持の取組みが実施されている。

(2) 漁場の活用の状況

①行使権者数、操業期間等

各漁場において漁場の行使が確認できており漁場が有効に活用されているが、新型コロナウイルスの影響により2漁場ではアユにおいて活用実績がない。詳細は別紙のとおり。

②遊漁券収入状況

各漁場において遊漁券収入が確認できているが、新型コロナウイルスの影響により2漁場ではアユの遊漁券収入実績がない。詳細は別紙のとおり。

③魚種別増殖実施量

各漁場においてアユまたはマス類の放流が実施されているが、新型コロナウイルスの影響により2漁場ではアユの放流実績がない。詳細は別紙のとおり。

④魚種別採捕量

各漁場において概ね放流量と同程度の漁獲がなされているが、新型コロナウイルスの影響により2漁場ではアユの漁獲実績がない。詳細は別紙のとおり。

意見

新型コロナウイルスの影響により増殖行為を実施できていない漁場が一部あるものの、当該漁場においては放流を令和5年度から再開する予定であり、また清掃活動による漁場の保全に取り組んでいる。以上のことから、全ての漁業権者は、概ね漁場を適切かつ有効に活用している。